

【遺言シリーズ】

①遺言がなかったためにモメてしまった事例

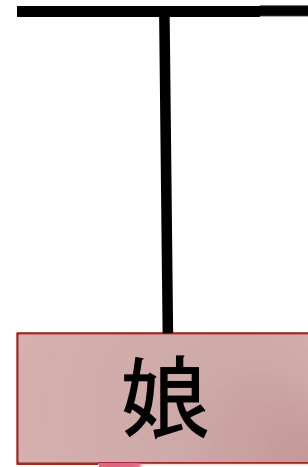
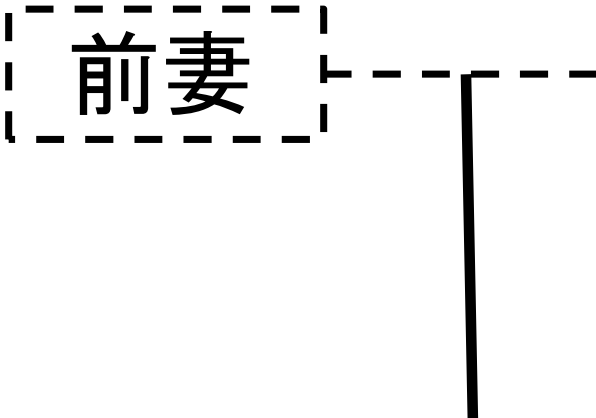
Aさん

現在の妻

前妻

息子

娘



Aさん

現在の妻

前妻

自宅不動産を私か娘のどちらかに相続させてほしい

自宅不動産を売却して代金を分配して!

息子

娘

1 / 2

VS

1 / 4

1 / 4

Aさんの遺言があれば...



Aさんの思いを実現

息子

現在の妻

娘



【遺言シリーズ】

②公正証書遺言

Bさん



亡妻

長男



二男



長女



公正証書遺言に決めた理由

- ① 検認手続が不要
- ② 無効と争われにくい
- ③ 紛失の危険がほぼない

公正証書作成まで

①弁護士との
打ち合わせ

②遺言の内容決定

③弁護士と公証人との
やりとり

④公証人役場にて
公正証書作成

【遺言シリーズ】

③遺言に関するQ&A

Q1

文字が書けない場合でも公正証書遺言を作成することができますか？

A1

作成することができます

Q2

遺言書の内容を変更したいのですが
変更できますか？

A2

いつでも何度でも変更できます

Q3

母が認知症を患っています。
もう遺言はできないのでしょうか

A3

遺言できる場合もあります



ウィンクルム 法律事務所



弁護士 中川 裕紀子

〒651-0087

神戸市中央区御幸通6丁目1番15号 御幸ビル4階

TEL 078-855-3090 FAX 078-855-3091

相続・不動産に関するお悩みをご相談ください！